

大口町告示第17号

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町立の保育所運営の移管を受けた社会福祉法人が民間保育所で実施する入所児童の健全な育成及び処遇改善並びに当該民間保育所の円滑な運営を図るために実施される保育対策等促進事業に対し予算の範囲内で交付する補助金（以下「補助金」という。）について、大口町社会福祉法人の助成に関する条例（昭和60年大口町条例第32号）、大口町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和60年大口町規則第9号）及び町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 延長保育促進事業
- (2) 低年齢児途中入所円滑化事業
- (3) 1歳児保育事業

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町保育対策等促進事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、事業実施年度の4月20日までに町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて調査をし、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成す

るため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに大口町保育対策等促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により通知するものとする。

(事業の変更)

第7条 補助金の交付を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、速やかに大口町保育対策等促進事業費補助金変更承認申請書(様式第3)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助事業の内容を承認したときは、速やかに大口町保育対策等促進事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第8条 補助対象者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を整え、証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等は、当該年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、概算払いできるものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月3日のいずれか早い期日までに、大口町保育対策等促進事業補助金実績報告書(様式第5)に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第11条 町長は、前条の報告により補助金の額を確定し、大口町保育対策等促進事業費補助金確定通知書(様式第6)により補助対象者に通知するとともに、確定した補助金の額が第6条及び第7条の規定により決定した補助金の額(以下「既交付決定額」という。)を上回る場合は、その差額を追加交付するものとする。

2 補助対象者は、前項により確定した補助金の額が既交付決定額を下回る場合は、その差額を返還するものとする。

(調査)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、補助金に係る経理状況について補助対象者に報告させ、又は関係職員に補助事業の実施状況について検査をさせることができる。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| 補助事業名 | 補助事業の内容 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助金の額 |
|---------------|-----------------------------------|---------------------------------------|--|--|
| 延長保育促進事業 | 愛知県延長保育促進事業実施要綱により実施する事業 | 延長保育に従事する保育士に要する経費 | (1)延長保育促進事業 (基本分) 年額 4,569,000 円 (2) 延長保育事業 (加算分) 年額 300,000 円 (1)及び(2)ともに事業期間が6月未満の場合は、年額に2分の1を乗じて得た額を補助基準額とする。 | 補助基準額の合計と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額の合計額を比較していずれか少ない額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 |
| 低年齢児途中入所円滑化事業 | 愛知県低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付要綱により実施する事業 | 低年齢児の途中入所に対応するために年度当初から配置された保育士に要する経費 | 対象保育所における低年齢児途中入所担当保育士の各月の受入可能児数に以下の月額単価を乗じて得た額とする。ただし、担当保育士1人あたり年428,000円を上限とする。 1・2歳児1人当たり 23,000円 乳児1人当たり 47,000円 | 補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を控除した額を比較していずれか低い額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるとき |

| | | | | |
|---------|---|--|---|--|
| | | | | は、これを切り捨てる。 |
| 1歳児保育事業 | 愛知県1歳児保育実施費補助金交付要綱により実施する事業の実施基準に該当する対象施設における対象児童に対して交付する事業 | 補助事業の実施に必要な、大口町保育士等配置基準により配置された保育士のうち1歳児保育に従事する保育士に要する経費 | 各月初日現在の1歳児の児童数に次の3歳未満児入所率（3歳未満児園児数÷全園児数）区分ごとの月額単価を乗じた額の合計 (1) 3歳未満児入所率 20%以上30%未満 月額 6,000円 (2) 3歳未満児入所率 30%以上 月額 11,000円 | 補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を控除した額を比較していずれか低い額 |

様式第1 (第4条関係)

大口町保育対策等促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所

名 称

代表者

印

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- (1) 年度保育対策等促進事業所要額調書
- (2) 年度保育対策等促進事業実施計画書
- (3) 当該事業の対象となる保育士名簿

様式第2（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

大口町保育対策等促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり決定しました。

| | |
|-----------------------|----------|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 交 付 目 的 及 び 内 容 | |
| 交 付 決 定 額 | |
| 補 助 事 業 の 開 始 年 月 日 | 開始 年 月 日 |
| 及 び 完 了 (予 定) 年 月 日 | 完了 年 月 日 |
| 交 付 条 件 | |

様式第3 (第7条関係)

大口町保育対策等促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所

名 称

代表者

印

事業計画を変更したいので、大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|-------------------|---|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 既 交 付 決 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 既 交 付 決 定 通 知 番 号 | 第 号 |
| 既 交 付 決 定 額 | |
| 変 更 交 付 申 請 額 | |
| 変 更 内 容 | |
| 添 付 資 料 | 年度保育対策等促進事業所要額調書 年度保育対策等促進事業実施計画書 当該事業の対象となる保育士名簿 |

様式第4（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

大口町長

印

大口町保育対策等促進事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金の変更交付については、
下記のとおり決定しました。

| 補 助 年 度 | 年度 |
|-----------------|----|
| 交 付 目 的 及 び 内 容 | |
| 既 交 付 決 定 額 | |
| 変 更 交 付 決 定 額 | |
| 交 付 条 件 | |

様式第5（第10条関係）

大口町保育対策等促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所

名 称

代表者

印

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

| | |
|---------------------|--|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 交 付 決 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 交 付 決 定 通 知 番 号 | 第 号 |
| 交 付 目 的 及 び 内 容 | |
| 補 助 事 業 の 開 始 年 月 日 | 開始 年 月 日 |
| 及 び 完 了 年 月 日 | 完了 年 月 日 |
| 交 付 決 定 額 | |
| 添 付 資 料 | 年度保育対策等促進事業精算額調書 年度保育対策等促進事業実績調書 当該事業の対象となる保育士名簿及びその勤務状況の分かる書類 |

様式第6（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町保育対策等促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 補助金精算額

| 精算区分 | 金 | 額 |
|-------|---|---|
| 追加交付額 | 金 | 円 |
| 返還額 | 金 | 円 |